

所ヨリ門司埜ニ引キタル一線ト白
木埜ノ北西四鏈ノ所ヨリ正南四鏈
ノ所ニ引キタル一線及其線ノ南端ヨリ
一番橋川口ニ引キタル一線トノ三
線ヲ經界トナシタル面積内

臺灣總督府官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

大正十三年二月八日

内閣總理大臣子爵清浦奎吾



ヲ「看守三十四人」ニ改ム
第二十六條ノ五中「殖産局事務官」ヲ「遞信局事務官」ニ、「殖産
局」ヲ「遞信局」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府防疫事務官特別任用令廢止

ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

大正十三年二月八日

内閣總理大臣子爵清浦奎吾



525